

議案第 28 号

羽曳野市食肉安定供給対策基金条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市食肉安定供給対策基金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市食肉安定供給対策基金については、大阪府のと畜場運営事業費補助金を積み立て、と畜場の運営経費の一部に充ててきたところであるが、基金設置の目的を達成したことから、同基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市食肉安定供給対策基金条例を廃止する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市食肉安定供給対策基金条例(平成 14 年羽曳野市条例第 41 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。